

お客様各位

広島トヨペット株式会社
管理グループ

所有権解除に伴う手続き方法

皆様には日頃より弊社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

所有権解除手続きの際、使用者様の残債確認を行います。その際、個人情報保護法（H17年4月1日施行）により、使用者様の同意を得ていることを確認する必要があります。

手続きの流れ

1 残債調査照会依頼書・念書、車検証コピー、使用者様確認書類を FAX(082-233-5169) で送付いただき受付を致します。

注(車検証コピー)

・新たな電子車検証の場合

「電子車検証の写し」と「自動車検査証記録事項の写し」の両方

(使用者様確認書類)

・個人・・・免許証コピーか印鑑証明書コピー

・法人・・・印鑑証明書コピー

2 FAX 送信した後の 2 営業日後、電話(082-503-5169)をいただきましたら、調査結果を回答致します。その後、必要書類を返信用封筒(簡易書留用)と合わせて下記の住所へ送付願います。

※(送付時その他変更の有る場合)

・住所移動して車検証と現住所が異なる場合

住民票、戸籍の附票、運転免許証の裏書、等で確認できる物

・姓名変更して車検証と新姓名が異なる場合

戸籍抄本、運転免許証の裏書、等で確認できる物

・使用者様死亡して依頼者と異なる場合

除籍謄本、住民票除票、依頼者の運転免許証で続柄確認できる物

3 書類到着後、確認が出来ましたら、所有権解除に必要な書類を送付致します。

※個人情報保護法等の趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願い致します。

誤って第三者等へ FAX 送信されトラブルが発生した場合は、送信者において全ての責任を負って頂くこととなりますので確実な FAX 送信をお願い申し上げます。

記載された個人情報は厳正に管理し、本目的以外には使用致しません。

〒733-0031 広島市西区観音町 7 番 8 号

広島トヨペット(株) 管理グループ

TEL 082-503-5169(直)

FAX 082-233-5169

宛先

〒733-0031 広島市西区観音町7番8号

TEL 082-503-5169(直)

広島トヨペット株式会社 管理G行

FAX 082-233-5169

所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書

対象自動車の車検証の内容を転記してください。

登録番号		登録年月日	年 月 日
車体番号		初度年月	年 月
車 名		型 式	
使用者の氏名又は名称			
使用者の住所			

念書ならびに受領書（調査依頼者）

貴社の所有名義になっている上記車両の所有権の移転を使用者に代わり依頼するに当たり、この車両について車両代、修理代及びその他の未払い債務のあるときは、当社が使用者に代わり直ちにお支払いします。

当車両の必要書類を受領後は関係法令の規定に従って、速やかに登録手続きを実施致します。なお、この所有権の移転により問題が生じたときは、当社が一切の責任を負い、問題解決することを約束いたします。

年 月 日

住所

御社

受取人氏名・名称



債権額調査同意書（個人情報守秘遵守の為）・承諾書

私は当車両の使用名義人（購入者）ですが、今般上記調査依頼者が当車両の債権額の有無を貴社に確認することに同意します。

また、当車両の上記必要書類を貴社が発行できる状態にあれば、それらを私の代わりに上記受取人に引き渡しても意義ありません。

※使用名義人（購入者）ご本人様の直筆でお願いします。

同意・承諾年月日 年 月 日

現住所

使用者様

氏名



【所有権解除必要書類】 *事前にFAXにて申請のうえ、2営業日後に電話にて残債確認してください

- | | |
|---|---|
| ①所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書（ 原本 ） *県内ディーラーは本社念書も必須 | a. 車検証住所と一致しない場合
個人⇒住民票(附票・除票)
法人⇒登記簿謄本等
b. 使用者名が合併・統合や結婚で代わっている場合
個人⇒戸籍謄本(抄本)
法人⇒登記簿謄本等 |
| ②車検証コピー（電子車検証の場合、「記録事項」写しも必要） | |
| ③印鑑証明書コピー又は運転免許証コピー…… | |
| ④完済証明(コピー可) 必要な場合あり | |
| ⑤返信用封筒(簡易書留用)
(定形:404円 定形外:440円)
*2019.10現在 | |

注意:書類送付、返信用封筒は郵便法第二条2項<運送業者による信書(委任状、譲渡証明書、印鑑証明書、等)送達の禁止>に基づき、郵送対応とさせて頂いておりますので、ご注意ください。

※個人情報保護法等の趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願い致します。

記載された個人情報は厳正に管理し、本目的以外には使用致しません。